

グループホーム フィオーレかがやき 施設利用料

要介護区分	介護保険 自己負担	食費	水道・光熱費	居室料	合計（円）
要支援 2	749 × 30日 22, 470	36,000	15,000	50,000	123,470
要介護 1	753 × 30日 22, 590	36,000	15,000	50,000	123,590
要介護 2	788 × 30日 23, 640	36,000	15,000	50,000	124,640
要介護 3	812 × 30日 24, 360	36,000	15,000	50,000	125,360
要介護 4	828 × 30日 24, 840	36,000	15,000	50,000	125,840
要介護 5	845 × 30日 25, 350	36,000	15,000	50,000	126,350

※食費は 1日 1, 200円（1食でも食事されたら徴収します。）

※理容費とオムツ代、別途実費負担。

※入所1ヶ月のみ初期加算として、1日30円かかります。

※医療連携加算Ⅰ 1日47円、医療連携加算Ⅱ 1日5円かかります。

※介護福祉士の配置が7割以上ありますので、サービス提供加算1日22円かかります。

※処遇改善加算があります。

※協力医療連携加算 100円/月かかります。

※高齢者感染対策向上加算Ⅰ 10円/月 高齢者感染対策向上加算Ⅱ 5円/月

※看取りの際は看取り介護加算がかかります。

令和6年8月1日改訂

社会福祉法人ガジュマル

グループホーム
フィオーレ かがやき
重要事項説明書

1. 事業者

名称 社会福祉法人 ガジュマル
所在地 〒849-0122 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田 1896
法人種別 社会福祉法人
代表者 理事長 今村 一郎
連絡先 電 話 0952 (52) 4655
F A X 0952 (52) 8461

2. 法人の目的と運営方針

事業目的 社会福祉法人ガジュマルが開設するグループホームフィオーレかがやき(以下「事業所」という)は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者又は要支援2であり認知症の状態である利用者に対し、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目標とする。また、(介護予防)認証対応型共同生活介護計画を作成し、必要なサービスを提供する。

理念 すべての利用者様に『かけがえのない人生を、生きがいをもって幸せに生きること』ができるよう、私たちは力強く支援し続けます。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の運営方針

認知症となり要介護状態となっても、人間として尊厳をもって最後まで生活をしていくことを目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供する。

- ①利用者が生きがいのある生活実感が持てるよう、社会から隔離せず人間らしい生活をおくること。
- ②利用者個人の残存能力を大切に維持し、高めていくための介護計画を作成する。
- ③利用者の権利と人権を守る。
- ④利用者の健康を維持し増進するように機能訓練を行う。
- ⑤利用者の家族と連絡を密にして本人と家族の意向にそった介護計画を行う。
- ⑥利用者と地域との結びつきを重視し、地域活動にも積極的に参加する。
- ⑦公共施設の活用を図り、保健・医療・福祉施設との連携に努める。

3. 事業所の概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ①事業者 | 社会福祉法人ガジュマル |
| ②名称 | グループホームフィオーレかがやき |
| ③所在地 | 佐賀県鳥栖市轟木町 1574 番地 |
| ④連絡先 | 電話番号：0942-84-4577 FAX：0942-84-7077 |
| ⑤管理者 | 中嶋 久美 |
| ⑥事業所番号 | 4190300287 |
| ⑦指定した自治体名 | 鳥栖地区広域市町村圏組合 |

⑧事業所指定日 令和6年8月1日

4. 職員の職種、員数、および職務内容

事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

①管理者 常勤兼務1名

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を行うとともにグループホームの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

②計画作成担当者 常勤兼務2名

介護計画作成担当者は(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用に関する計画の作成すると共に、家族との連携、協力医療機関等との連携調整を行う。

③介護従業者 常勤、非常勤6名以上

介護従業者は介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。

5. グループホームの定員数

定員数は1階9名、2階9名

6. サービスの内容

- ①家庭的な環境のもとで、食事・排泄・入浴等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練。
- ②利用者の健康管理および医療を必要と認めた場合に適切、迅速な措置を行う。
- ③利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように配慮する。
- ④利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮する。
- ⑤生活が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- ⑥利用者又はその家族に対してサービスの提供方法などについて、適切・丁寧に理解しやすいように説明する。
- ⑦利用者の自立の支援と日常生活の充実及び趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行う。
- ⑧利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努める。

7. 利用料

◎毎月の利用料

- ・要支援2および要介護度に応じて算出します（法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に記された負担割合に応じた額を徴収します。）※1日あたりの単位

要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
749	753	788	812	828	845

● 初期加算 30 単位／日

入居日から起算して30日以内の期間については、初期加算として加算します。

● 医療連携体制加算(Ⅰ)イ 57 単位／日

入居者の状態に応じた医療ニーズへの対応が出来るよう、協力医療機関との連携を確保しつつ、手厚い看護体制をとっています。

● 医療連携体制加算(Ⅱ) 5単位/日

医療的ケアが必要な方をうけいれています。

※喀痰吸引、胃瘻等の経管栄養等の医療的ケアが必要な方のみ加算します。

● 協力医療機関連携加算

100単位/月

施設で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と連携体制を構築し、協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めます。

● 退所時情報提供加算（1人につき1回を限度）

250単位/月

医療機関へ退所する場合に、入居者等の同意を得て、心身の状況・生活歴等を示す情報を提供した場合に加算します。

● 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

10単位/月

新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症発生時に、感染者の対応を行う医療機関と連携し、施設内で感染者の療養を行うことや、他の入居者等への感染拡大を防止するための体制を構築します。

● 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

5単位/月

感染対策向上対策を行う医療機関から、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症が発生した場合の感染制御等に係る指導を3年に1回受け、感染対策状況等を確認します。

● 新興感染症等施設療養費

240単位/日

新興感染症やパンデミック発生時等において、感染した入居者に対して施設内で必要な医療や介護サービスを提供する場合に加算します。

● 看取り介護加算

死亡日以前 31～45 日以下 72 単位/日

死亡日以前 4 日以上 30 日以下 144 単位/日

死亡日の前日及び前々日 680 単位/日

死亡日 1,280 単位/日

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族に対し説明し、その後の療養方針についての合意を得た場合において、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して

十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意しながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援します。

● 入居者の入退院支援の取組

246 単位／日

入院され 3 ヶ月以内に退院が見込まれる場合には、退院後の再入居の受け入れ体制ができている場合に 6 日/月加算します。

● 退居時相談援助加算 400 単位／回（1 人につき 1 回を限度）

利用期間が 1 月を超える利用者が退去する際に、自宅や地域での生活が継続できるように相談援助を行った場合に加算します。

● サービス提供体制強化加算 (I) 22 単位／日

介護福祉士の割合によって加算します。

● 介護職員等処遇改善加算 I

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数×18.6%

介護保険給付外サービス（法定受領外サービス）

介護保険給付の対象外です。実費をお支払い下さい。

- ◎ 食材代 1,200 円／1 日 （1 食でも食事された場合は徴収します。）
- ◎ おむつ代 実費
- ◎ 理容美容代 実費
- ◎ 居室の利用 利用料 65,000／月 内訳（居室料 50,000 円・水道光熱費 15,000 円）

※入院及び外泊期間中も居室料・水道光熱費は発生します。但し、契約解除に関する確認書による退居の確認が取れた場合はこの限りではありません。

（居室料：1,600 円／日 水道光熱費：500 円／日 で計算します。）

8. 支払方法

利用料金は、月末ごとに計算し翌月の 15 日までに請求いたします。請求月の 25 日（銀行休業日の場合は翌営業日）にご契約の通帳より口座引き落としいたします。なお、残高が不足している場合は、速やかに入金していただきますようお願いいたします。

9. 入居に当たっての留意事項

利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会を侵害してはならない。

①入居に際しては医療機関の診断書が必要である。認知症の状態に等しい精神状態・異常行動・また認知症の原因である疾患が急性期状態である場合は利用できない。

②身体状況における疾患が急性期状態である場合の利用はできない。

- ③入居者が入院治療を要するなど共同生活ができなくなった場合、家族と相談し必要な置を講ずる。
 - ④利用者の退居の際は、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境、介護の継続性に配慮し、必要な援助を行う。
 - ⑤入居年月日は契約書に記載する。
 - ⑥契約の解除に際しては確認書の同意をもって行うこととする。
 - ⑦利用者は、事業所の設備、備品などの使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
 - ⑧事業者は利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては損害を減ずることができるものとする。
 - ⑨貴重品は居室に持ち込まない事。所持金は最低限にする。
 - ⑩無断外出・無断外泊は禁止。外出・外泊については家族による届け出を行い、管理者の許可を得る。
 - ⑪建物内は全室禁煙とし、喫煙は決められた場所で行う。
 - ⑫その他、この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。
- これらに反して、グループホームでの共同生活が困難と判断した場合は、やむを得ず退居していただく場合がある。

10. 非常災害時の対策

事業所には防火管理者を配置し、非常災害に関する具体的な計画をたてておくとともに、非常災害の備え、自動火災報知機、煙感知器、誘導灯、消火器を設置する。また、非常災害に備え風水害、地震等の災害に対処するための計画(事業継続計画)を作成し、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

11. 第三者評価の実施

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っている。

・実施の有無	・
・実施した直近の年月日	・
・第三者評価機関名	・公益社団法人佐賀県社会福祉士会
・評価結果の開示状況	・グループホームの玄関に結果を掲示

12. 介護事故発生の防止及び事故発生時の対応

介護事故発生の防止

- ①事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- ②事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。

③事故発生の防止の為に委員会及び介護職員その他の従業員に対する研修を定期的に行う。

緊急時の対処方法

①利用者に様態の変化等があった場合は、「緊急連絡先」に基づき、家族等への連絡をするとともに、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。

13. 苦情申立 別紙 1 のとおり

14. その他の事項

- ①事業者は良質なサービスの提供ができるよう適切な勤務体制を整備するとともに研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。
- ②事業者は運営推進会議を利用者の家族や地域の関係者等を構成メンバーとして開き、評価を受ける事でケアの質の向上や地域に開かれた事業運営を目指す。
- ③災害その他、やむを得ない事情がある場合を除き、定員を遵守する。
- ④職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持するため、職員ではなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守する事を雇用契約の条件とする。
- ⑤施設、飲食関連の設備、又は飲用する水などの衛生管理に努める。
- ⑥グループホームの見やすい場所に運営規程の概要並びに従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。
- ⑦事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- ⑧利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際に、身体拘束に関しての記録整備を行うとともに、利用者および家族へ説明し同意書による確認を行い、最小限度の身体拘束で解除する事を目標に検討を行うものとする。
- ⑨利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、職員に対する研修を実施し、利用者およびその家族からの苦情処理体制を整備します。サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。
- ⑩グループホームは従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を完備する。
- ⑪この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ガジュマルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この重要事項説明書は、令和6年8月1日から施行する。

説明日 令和 年 月 日

◎ 利用者 私は上記の重要事項の説明を受けたことを確認します。

住 所 (〒 —)

市
郡

氏 名 _____ ㊞

代筆者 _____ ㊞(続柄)

電話番号 _____

◎ 利用者の家族 私は上記の重要事項の説明を受けたことを確認します。

住 所 (〒 —)

市
郡

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

利用者との関係 _____

◎ 事業者 住 所 〒849-0122 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田 1896

法 人 名 社会福祉法人 ガジュマル

代表者名 理事長 今 村 一 郎 ㊞

◎ 説明者

職 名 _____

氏 名 _____

別紙 1

10. 苦情申立

①事業所

施設名	責任者氏名	担当者	ご利用時間	電話番号
グループホーム フィオオレーかがやき	中嶋 久美	岡本 和子	9 時 30 分～17 時 00 分	0942-84-4577

②佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係

〒840-0824 佐賀市呉服元町 7 番 28 号

電話 0952 (26) 1477

③鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 佐賀県鳥栖市本町 3 丁目 1494-1

電話 0942 (81) 3317